別表六⑪の表中

「

当期の国税の控除限度額の計算		当期の法人税額（別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」）
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額
		組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）
		計 (3)+(4)+(5)−(6)+(7)（マイナスの場合は0）
	当期の国外所得金額	国外所得の金額 (41)（マイナスの場合は0）
		(8)×90%
		国外所得金額 ((9)と(10)のうち少ない金額)
	国税の控除限度額 ((2)×(11)/(8)と(2)のうち少ない金額)	

」を

「

当期の法人税の控除限度額の計算		当期の法人税額（別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」）
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額
		組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）
		計 (3)+(4)+(5)−(6)+(7)（マイナスの場合は0）
	当期の国外所得金額	国外所得の金額 (41)（マイナスの場合は0）
		(8)×90%
		国外所得金額 ((9)と(10)のうち少ない金額)
	法人税の控除限度額 ((2)×(11)/(8)と(2)のうち少ない金額)	

」に、

「

法第69条第2項により控除できる金額（別表六(三)「29の②」）
法第69条第3項により控除できる金額（別表六(三)「33の②」）

」を

「

法第69条第2項により控除でき（別表六(三)「30の②」）
法第69条第3項により控除でき（別表六(三)「34の②」）

」に改める。

「

る金額
る金額

」